

平成 31 年度 富岡町職員（大学卒程度）採用候補者試験

受 験 案 内

富岡町役場総務課
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1
電話 0240-22-2111

- 1 受付期間 平成 30 年 5 月 24 日（木）から同 6 月 22 日（金）まで
- (1) 受付時間は、月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。
- (2) 郵便による申込書提出の場合は、6 月 20 日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (3) 期間経過後の申込みは、一切受付いたしません。

2 試験日時、試験会場及び合格者発表

区 分	試験期日・時間	試験会場	合格者発表
第 1 次 試 験	平成 30 年 7 月 22 日（日） 受 付 9:00～ 9:30 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～15:00	福島市金谷川 1 番地 福島大学	平成 30 年 9 月中旬までに富岡町役場前の掲示場に合格者（受験番号）を掲示するほか、合格者に通知します。
第 2 次 試 験	平成 30 年 10 月 日時については、第 1 次試験の合格通知の際、お知らせします。	富岡町大字本岡 字王塚 622-1 富岡町役場 Tel.0240-22-2111	平成 30 年 11 月上旬までに富岡町役場前の掲示場に合格者（受験番号）を掲示するほか、合格者に通知します。

3 受験資格

(行 政) 平成 1 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴は問いません。）とします。

(土木・建築) 平成 1 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴は問いません。）とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 富岡町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験区分、採用予定人員

試験区分	採用予定人員
行政 土木 建築	若干名

5 試験の方法及び内容

大学卒程度で、次により行います。

(1) 第1次試験

① 教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

② 専門試験

試験区分の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

(2) 第2次試験

① 作文試験

第1次試験合格者に対して、職員として必要な表現力等についての作文による試験を行います。

② 口述試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行います。

6 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査いたします。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の請求

① 受験申込用紙は、富岡町役場総務課において交付します。(ホームページからのダウンロードも可)

② 郵便により受験申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「簡易書留」「大学卒程度試験申込用紙請求」と朱書き、430円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 受験申込の方法

① 受験申込先

富岡町役場総務課

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1

電話 0240-22-2111

② 受験申込用紙(試験申込書、受験票)に必要事項を記入して、上記受験申込先に提出してください。

なお、試験申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込」と朱書き、430円切手をはった自分宛の返信用封筒(簡易書留)を同封し、必ず「簡易書留」で送付して下さい。

③ 郵便により受験申込があった場合には、受験票を郵送しますが、試験日2日前までに到達しないときは、当総務課までお問い合わせ下さい。

④ 受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正

面向き、縦 6 c m×横 4.5 c m) 1 枚を写真欄にはって、試験日当日に必ず持参して下さい。受験票がない場合、又は受験票に写真のはっていない場合は、受験できません。

(3) 受験時の筆記用具

受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参して下さい。それ以外の筆記用具は使用できません。

8 合格から採用まで

合格者は採用候補者名簿に成績順に記載され、その中から採用者が決定されます。この採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。

9 その他

(1) 受験者は、昼食を準備すること。

(2) 試験会場への自家用車での乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。

(3) 受付時間は厳守のこと。

10 問い合わせ先

この試験に関して不明な点は、富岡町役場総務課までお問い合わせ下さい。郵便で問い合わせる場合は、82 円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。



富岡町マスコットキャラクター「とみっぴー」



福島県富岡町

〒979-1192

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1 富岡町役場 総務課総務係

TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

<http://www.tomioka-town.jp> E-Mail tom0100-006@tomioka-town.jp